

第一章の二を第二章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準

第二条の二 令第二条の第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 専ら法第三十七条の二第二号の規定の適用を受けて作成された複製物以下この条において聴覚障害者等用複製物」という。の貸出しを受けようとする聴覚障害者等を登録する制度を整備すること。

二 聴覚障害者等用複製物の貸出しに関し、次に掲げる事項を含む規則を定めること。

イ 聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を法第三十七条の二第二号に定める目的以外の目的のために、頒布せず、かつ、当該聴覚障害者等用複製物によつて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を公衆に提示しないこと。

ロ 複製防止手段（電磁的方法（法第二十条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により著作物のデジタル方式の複製を防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに記録媒体に記録する方式によるものをいう。次号において同じ。）が用いられていない聴覚障害者等用複製物の貸出しを受ける場合に、当該貸出しを受ける者が当該聴覚障害者等用複製物を用いて当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物を複製しないこと。

三 複製防止手段を用いていない聴覚障害者等用複製物の貸出しをする場合は、当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物とともに、法第三十七条の二第二号の規定により複製を行った者の名称及び当該聴覚障害者等用複製物を識別するための文字、番号、記号その他の符号の記録（当該聴覚障害者等用複製物に係る著作物が映画の著作物である場合に於ては、当該著作物に係る影像の再生の際に併せて常に表示されるようにする記録に限る。）又は記載をして、当該貸出しを行うこと。

四 聴覚障害者等用複製物の貸出しに係る業務を適正に行うための管理者を置くこと。

2 前項の規定は、法第八十六条第一項及び第三百二条第一項において準用する法第三十七条の二の政令で定める者に係る令第二条の第二項第二号の文部科学省令で定める基準について準用する。

附則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○文部科学省令第三十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）、日本年金機構法（平成十九年法律第九号）及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

文部科学大臣 川端 達夫

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の表六の項中、「第十一条の第二項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

第五条の三第二号の表六の項中、「第十一条の第二項第一号イ」を「第十一条第一項第一号イ」に、「第九号第一項」を「第八号第一項」に改める。

第五条の四の表六の項中、「第十一条の第二項各号」を「第十一条第一項各号」に改める。

第五条の五の表六の項中、「第十一条の第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第五条の七の表船員保険法施行令第十一条の三第一項及び第二項の項中、「第十一条の三第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十四条第一項第十号中、「船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第四十八条ノ二第一項の規定による船員失業保険証の交付を受けた者にあつては直前に交付された船員失業保険証に記載されている番号（以下「船員失業保険番号」という。）を削り、同条第二項第九号中、「又は船員失業保険証（これらの）」を（当該）」に改め、又は船員失業保険番号」を削る。

第二十六条第一項第五号中、「船員失業保険証の交付を受けた者にあつては船員失業保険番号」を削り、同条第二項第二号中、「又は船員失業保険証（これらの）」を（当該）」に改め、又は船員失業保険番号」を削る。

第三十条の三第一項中（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）を、「又は第四項」に改め、同項第三号中、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ四第一項の規定による求職の申込みを行った者にあつては船員失業保険番号」を削る。

第三十条の四中、「同条第四項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「同条第五項」に、「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第三十三条の十一の八第六項及び第三十三条の十一の十三第三項中、「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた求職者等給付の支給を受ける者に係るこの省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第二十四条、第二十六条、第三十条の三及び第三十条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

○文部科学省令第四十号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十九条及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）第四百五条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

文部科学大臣 川端 達夫

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）
第一条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第二項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に次の一号を加える。
七 加入者又は加入者であつた者が加入者期間等のうち加入者期間以外の期間を有する者であるときは、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた様式第十一号による年金加入期間確認通知書

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）
第二条 社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。
2 前項の規定により相手国実施機関等を経由して事業団に提出される第九条第一項第一号又は第二号に掲げる請求に係る請求書には、施行規則第二十四条第二項第三号又は第三十三条の六第二項第七号に規定する年金加入期間確認通知書を添えることを要しない。

附則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。